

## 地域クラブ運営ガイドラインの策定

### 1 策定目的

自治体により地域移行モデルが異なる中、本市の行政が主体となる地域クラブの運営の具体を示すガイドラインを策定することにより、生徒・保護者及び指導者等関係者の安心及び理解促進につなげたい。

### 2 ガイドラインイメージ

<p><b>第1章 策定の趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・背景・趣旨 など</li> </ul>	<p><b>第4章 学校との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育的意義の継承・情報共有 など</li> </ul>
<p><b>第2章 地域クラブの活動方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動趣旨(地域クラブの活動目的等)</li> <li>・運営形態(地域クラブ運営主体等)</li> <li>・参加者、指導者、運営本部の在り方(それぞれの活動内容等) など</li> </ul>	<p><b>第5章 適切な指導の担保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体罰・暴言・ハラスメントの根絶</li> <li>・定期的な研修の実施</li> <li>・個人情報の取り扱い など</li> </ul>
<p><b>第3章 地域クラブの運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動条件(活動日数、活動時間、活動場所等)</li> <li>・費用負担(受益者負担)・保険加入</li> <li>・活動計画(年間活動の作成、大会への参加等)</li> <li>・活動の指導(指導の心得、生徒の安全確保、大会の引率等)</li> <li>・事故防止、健康管理</li> <li>・安定的な活動のための見直し(定期的な活動種目等の見直し) など</li> </ul>	<p><b>第6章 その他</b></p>

### 3 策定の予定目途

令和7年5月策定(予定)